

議案第20号

葛飾区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区長の退職手当に係る退職手当管理機関を葛飾区長とする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の退職手当に関する条例(昭和34年葛飾区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「退職手当の支給に関して」を「について」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、区長の退職手当に係る職員の退職手当に関する条例(昭和32年葛飾区条例第11号)第15条第2号に規定する退職手当管理機関は、区長とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。